

公益社団法人浜松西法人会

2021年度(令和3年度) 税制改正要望事項

第一 総論

1. 経済社会構造の変化に対応した税制のあり方

OECD（経済協力開発機構）が発表した「純債務残高の国際比較（対GDP比）」によれば、主要先進国の中で、日本の財政収支は急速に悪化している。

平成2年度と平成30年度の歳出を比較すると、社会保障関係費以外の政策経費はほぼ同水準であるが、社会保障関係費が約3倍に増加しており、今後もより一層の制度改革がなければ、大幅な増加は避けられない。

歳入面においては、消費税率の引上げもあり、税収は増加したが、現在の税制は拡大する歳出を賄うことができおらず、財源調達機能を果たせていない。

政府は、2025年度（令和7年度）の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すとともに、債務残高対GDP比の引下げを目指すこととしている。

財政健全化の達成を目指すには、経済社会の構造変化に対応した歳出・歳入の両面の改革を行うことを要望する。

2. 行政改革と規制緩和の推進

遅れている規制緩和の実施と相俟って、公務員数の削減・公務員給与の見直し、国・地方議員定数の削減、報酬の引き下げ等、行政経費の切り詰めや組織の簡素化・合理化、さらには民間活力の有効活用は、真っ先に取り組むことを要望する。

3. 人口減少・少子高齢化に対応した税制のあり方

高齢化の進展により、社会保障給付費は、今後も急激な増加が見込まれる。

一方、少子化の影響によって、勤労世代は今後も減少を続けていく。社会保障給付を賄うため、専ら勤労世代の所得（被保険者負担）と企業（事業主負担）の負担が増加しており、国民負担率のうちに占める社会保障負担率が4割を超えている。財源確保には、受益と負担の均衡が取れた社会保障制度の構築と経済のグローバル化に伴う企業の国際競争力への影響を考慮する必要がある。

社会保障・税の一体改革の中で、社会保障目的税化された消費税制のあり方について、果たすべき役割を中長期的に検討すべきことを要望する。また、税の使いみちにおいても重点的かつ効率的な改革を断行し、国民負担率50%を超えることのないよう強く要望する。

4. 中小企業向け税制措置のあり方

- (1) 経済のグローバル化の進展に伴い、国際競争力の向上に資する点から、法人課税について「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、税制が改正されたが、法人実効税率の更なる見直しと、課税ベースの拡大・環境税の引上げ等の施策が安易に中小企業に対して向けられないよう要望する。
- (2) 働き方やライフコースの多様化を踏まえて、公平・公正な税制が必要とされる。特定の企業に

属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負う等、働き方の形態が多様化される中で、給与所得者ばかりへの負担増を強いることのないよう要望するとともに、個人所得課税における諸控除等の適正化を強く要望する。

- (3) **電子帳簿保存法の見直し**に伴い、キャッシュレス決済（電子マネーやクレジットカードなど）データ等による経費精算の電子化を推進する上で、それらのデータが適正な形式で保存されることは、令和5年10月以降、消費税における適格請求書等保存方式（インボイス方式）の実施にも貢献するであろうが、未だ事務処理をはじめ複雑な要素が多い。

実施にあたっては、国民に対する十分な周知徹底と中小企業の事務負担増への配慮を実施までの期間を有効に活用したわかりやすい経過措置の施行を要望する。

- (4) **事業承継税制**については、10年間の特例措置として納税猶予の適用要件が緩和され、経営者保有の全株式対象・猶予割合100%・雇用要件の弾力化・経営環境変化に対応した減免制度等が実施されたことは評価するところである。

中小企業の事業継続支援の観点から、非上場株式とともに、事業の用に供している資産等についても軽減措置を図り、相続税の課税対象となる財産からは除外するなどの欧州並みの事業承継税制を早期に法制化することを要望する。

- (5) **中小法人に適用される軽減税率の特例**、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制などの本則化を推進するとともに、それらの制度の更なる拡充を要望する。

5. マイナンバー制度のあり方

諸外国においては、我が国のマイナンバー制度に相当する番号制度を活用し、税制・社会保障制度等における手続きの利便性と公平性をともに向上させる取り組みが早くから進められている。我が国においても、マイナンバー制度を社会の情報連携インフラとして活用することとなっているが、制度自体が定着しているとは言い難い。マイナンバーカードの普及とその利便性の向上を図るべきであり、公平な社会保障制度・課税制度の推進に向けて利用者の手続き負担の軽減を要望する。

6. 地域主権確立のための道州制

自立した地方が、個性と創造性を発揮できる制度に改め、地域主権を確立する方向は、大きな流れとなりつつある。「道州制」は、地域主権の実施方法を具体化したもので、当会でも以前からその実現を提唱しており、早期の「道州制」採用を要望する。

また、地域主権の実現のポイントは、国・地方間の役割分担の明確化と、地方税の改革を含めた地方の財源確立である。地域主権にとって、税財源確保は権限を支える基盤である。納税者の負担軽減のため、申告納税及び徴税手続の簡素化・効率化を図ることから、地方税を国税の付加税として申告・徴税手続を一本化することを要望する。

7. 「公平・中立・簡素」な税制の実現

税は国民に負担を求めるものである。それゆえに税体系が公正であり国民が納得できるものでなくてはならない。しかし現行の税制は「公平・中立・簡素」の基本原則とはまったく逆の方向になっている。税制の仕組みは簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするのが最も重要である。

租税特別措置の時限措置やご都合主義による相次ぐ延長、国税と地方税の仕組みの違いなど、複雑かつ煩雑でわかりにくいことが多い。活力のある経済を再生持続し、努力したものが報われる社会を目指

すためにも、「公平・中立・簡素」の実現は常に税制改正の原動力でなければならない。

実現に向けての早期の改善努力を要望する。

8. 租税教育の充実

将来の社会を担う子供たちに、税の意義や仕組み、財政の現状と今後及び財政に果たす税の役割などの租税教育を実施することは納税意識の向上に大きな効果をもたらす。高等教育や社会人教育においても適正な納税と同時に税の使われ方の監視は重要である。

危惧される納税モラルの低下を防止するためにも、租税教育を含め、税の大切さを理解してもらう活動や制度の充実を要望する。

第二 法人税

1. 法人税基本税率の引下げ

平成28年度税制改正において法人実効税率（法人税・法人住民税・法人事業税）が29.97%と30%を切り、さらに平成30年度には29.74%まで下がったことは喜ばしいことである。

しかしながら、OECD諸国の法人実効税率平均は、23.5%（イギリス19%・アメリカ25.9%・韓国27.5%）であり、シンガポール、台湾、香港などは更に低く、17%程度であるなど、日本はまだ高い水準にある。

国際競争力を高め、国内投資や雇用の創出・安定・拡大を図るため、引き続き法人実効税率の見直しを図っていくことを要望する。

2. 中小企業に対する外形標準課税等の課税ベース拡大への配慮

平成28年度の税制改正において、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直し等が行われた。大企業を中心としたこれらの施策は法人実効税率引下げの財源確保の観点から、ある程度やむを得ないところではある。

今後これらの課税ベースの拡大が中小企業に向けられた場合、中小企業にとって厳しい経営環境となることは明白である。法人実効税率引下げの財源確保は必要不可欠であるが、外形標準課税等の課税ベースを拡大する場合において、中小企業の負担が急増することのないように中小企業に対する特段の配慮を強く要望する。

3. 中小企業に対する軽減税率適用限度額の引上げ

中小企業は我が国の経済活動において、地域雇用の創出など重要な役割を果たしている。

中小企業が持つ高度な技術力を我が国の重要な資源として位置づけ、中小企業を活性化する施策や経営体質強化を図るため、税制面における更なる支援の必要がある。そこで、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円に引き上げることを要望するとともに、現在15%の軽減税率を本則として恒久化することを要望する。

4. 同族会社の留保金課税の全面廃止

現在資本金1億円以下の法人は適用対象外となっている「同族会社の留保金課税」制度であるが、内部

留保は将来の設備・人材投資に係る資金需要に備えるためのものであり、課税対象にすべきものではないので廃止することを要望する。

5. 減価償却制度の改善

近年の税制改正においては、耐用年数の短縮、償却方法の改正、償却可能限度額及び残存価額の廃止、分類の簡明化がなされたことなど評価するところであるが、更なる改善を要望する。

特に、少額な減価償却資産については、10万円未満、20万円未満、30万円未満とそれぞれ適用区分が異なった制度のままであり、少額減価償却資産の損金算入の合計額を300万円未満とする制約も残ったままである。

減価償却制度の更なる簡素化のために、取得価格50万円未満を少額減価償却資産として損金算入を認めること及び上限額300万円未満とする制約を撤廃することを要望する。

6. 特別法人への課税の適正化

公益法人等については、公益性が高い法人が存在する反面、限りなく親睦団体、私的団体に近いものまで多種多様である。したがって、特別法人への課税の優遇措置は、宗教法人、学校法人、医療法人など、法人活動の実態に応じて適用すべきものであって、一様に適用するものではない。

このようなことを考慮し、課税の公平性を担保するためにも、今後とも公益法人等に対する調査、指導を適切かつ厳正になされ、なお一層の適正化を図るよう要望する。

7. 役員給与の取り扱い

役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には損金算入について厳しい制約が課されている。役員給与は本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

8. 自然災害に備えた税制の確立

平成23年3月の東日本大震災をはじめ、近年地震や台風等による自然災害が多発しており、国内外の経済にも大きな影響を与えている。こうした大規模な災害が発生した場合、救援等の迅速な対応と、一日も早い復旧・復興が求められる。

そこで、地域の防災対策に民間資本を有効に活用する施策として、平成26年度改正で耐震改修投資促進税制の創設がなされたが、不特定多数の者が利用する建物等に限定されている。中小企業の災害事前対策費用、安全対策費用（防災改修、食料品備蓄、発電装置、飲料水再生装置等）については、平成31年度改正で一部認められたが、すべての企業につき災害に備えるための投資について、即時償却又は税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。

第三 所得税

1. 課税最低限の見直し

所得税は国の税収の中でも約32%を占める基幹税であり、納税は国民の義務であることと、「広く、薄く、公正な」税の公正性を保つ意味からも、安定的な税収の確保のためにも、諸外国の課税額の基準

等を考慮し、課税最低限を引き下げる見直しが必要であると思われる。給与所得については給与所得控除を見直し、パート・アルバイト・フリーター等の源泉課税を行うことにより課税最低限を見直すべきである。これによる現行比不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

2. 総合課税化

現行の「上場株式に係る配当所得」「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引にかかる雑所得」等については分離課税とされている。この分離課税の所得税率は、復興特別税を含めて一律に15.315%であり、給与所得等の所得税最高税率45%に比べ低く、分離課税適用の高額所得者にとって有利な制度となっている。株式の譲渡所得に関しても一定期間段階的な税率で対応し、税負担の歪みや不公正な是正の観点からも、総合課税化するよう要望する。

3. 公的年金課税制度の改善

社会保障・税一体改革が推し進められているなか、世代間での公正さを保つためにも年金所得に対する控除を見直すべきであり、特に高額な410万円以上の公的年金受給者に対する控除額は140万円を上限とするよう要望する。

4. 退職所得に関する課税制度の改善

現在進められている401K確定拠出金制度の給付金は、一時金での受取りと年金方式での受取りでは、年金での受取り時には課税が発生する場合があるため、不利益が発生しない仕組みが求められる。また、退職一時金の現在の控除額の仕組みは働き方が多様化し転職などの増加に対して対応していない部分も指摘されている。税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとすることを要望する。

5. 復興特別所得税

平成25年1月から始まった復興特別所得税は、25年間も続くものであり、あまりに長期にわたり恒久税化しつつある。配当金・預金利子等の事務処理上や、個人の確定申告時における煩雑さなどを考慮し、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを要望する。

東日本大震災からすでに9年を経過していることを踏まえ、現在の復興の状況確認、当初の計画予算の見直しを行い、復興の目的に合った税に改めることを強く要望する。

6. 子育て支援・少子化対策及び高齢化社会に対する対策

児童手当の支給は、その本来の目的以外にも受給者が流用することも可能であることから、児童手当を廃止し、保育待機児童対策・保育施設の増加・保育園と幼稚園の一体化等の、実質的な子育て支援・少子化対策をより一層強力に進めるとともに、増え続ける高齢者の医療費・介護費等の今後を踏まえ、「子育て」と高齢な親の在宅医療や介護がしやすくなる環境づくりのために、親子三世代以上の同居家族世帯に対する特別な控除を要望する。

また、「国民生活基礎調査」によると、「子供の貧困率」は17歳以下の子供の7人に1人が貧困状態にあるといわれている。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会となるよう、保育費用の補助、学校給食、医療費等の無料化、教育や生活等における経済的支援、さらに、奨学金を利用した一定所得以下の勤労者に対

する返済に対し所得控除できる制度等の拡充を要望する。

7. 所得控除の簡素化

現状の控除金額は維持したうえで、基礎控除も含め、人的控除・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料・地震保険料控除等その他控除をより簡素な控除制度にすることを要望する。

8. 自然災害等への対策を講じた場合の税制上の優遇措置

近年地震・台風等自然災害が各地で発生していることを考慮し、“自分の身は自分で守る”防災の基本の通り、災害損失に対する損害控除に加え、自然災害への対策を講じた場合の税制上の控除、耐震工事等の予防措置等の税制上の控除を認めるよう要望する。

第四 相続税・贈与税

1. 相続税の課税強化の見直し

平成27年から、相続税の基礎控除額5,000万円が3,000万円に、法定相続人一人あたり1,000万円も600万円とそれぞれ引き下げられた。これは、従来の基礎控除額の拡充を要望してきたことに逆行するもので大いに遺憾である。中小企業の安定的な存続と成長にとって重要な事業承継を円滑に進めるためにも、早急に従前の水準に引き上げることを要望する。

2. 事業承継税制の抜本的な見直し

欧米諸国が採用している制度は、社会的な要請から成長維持、雇用確保の視点で一貫していて、事業承継を重視しているために、税制も日本よりはるかに優遇している国が多い。

平成30年度改正において、10年間に限ってではあるが、①「入口の要件の緩和」②「承継後の負担の軽減」③「承継パターンの拡大」等の大幅な改正を盛り込んだ新制度が創設された。これらの改正のうち、特に①「入口の要件の緩和」と③「承継パターンの拡大」は、当会が長年要望してきた事項であり、その導入は大いに評価するものである。

しかしながら、この改正も10年に限った措置であり、この制度と現行制度との選択適用であることや、この特例を受けるためには「後継者・経営見通し等に関する承継計画」を作成して都道府県に提出する必要があることなど、抜本的な改正とは言い難いものがある。

このように、現在の納税猶予制度は、事業承継税制としてはまだ中途半端であり、非上場株式等に係る納税猶予だけでは不十分である。

したがって、事業承継税制の抜本的な見直しが実行されるまでの間は、制度の対象となる中小企業の実情に合わせて、以下の見直しを早急に図ることを要望する。

(1) 5年経過後の納税猶予額を全額免除

平成27年度の適用要件の緩和により、制度の利用件数はある程度は増加してきている。しかしながら、利用率の低さの大きな原因は、猶予を免除する期間が後継者の死亡等までとする、期限の不確定な猶予制度自体にあると思われる。

平成27年度の適用要件の緩和に続き、今回の改正においても、免除の有期限化が見送られたことは大いに遺憾である。

5年経過後における納税猶予額の全額免除を要望する。

(2) 事業に供する個人資産の事業承継税制対象化

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超えるといわれている。個人資産と経営が一体である中小企業では、個人資産を会社の土地や建物に供し、さらに事業資金借入のために担保提供している場合も多い。

法人経営のために供している個人資産は事業用資産に準ずるものとして扱い、事業承継税制の対象とすることを要望する。

(3) 特例制度の要件緩和と恒久化

先にも述べたとおり、平成30年度改正において創設された特例制度は、10年に限った措置であり、「後継者・経営見通し等に関する承継計画」を作成して都道府県に提出する必要がある。

この特例制度も創設から3年目を迎え、「特例承継計画」の提出期限も令和5年3月末と迫っていることを踏まえ、この事前承認手続きの廃止又は緩和と、特例制度の恒久化を要望する。

3. 事業承継税制の法制化

前項でも述べたとおり、我が国の税制面における事業承継は極めて限定的なものである。中小企業が地域社会で果たしている役割を評価するならば、事業承継税制は中小企業支援・事業継続の観点からの相続税軽減制度であることを明確にする必要がある。

また、現行の相続税制では、民法の均分相続や遺留分などの制度が非後継者の権利を保護しており、自社株式や事業用資産を後継者に集中させることを困難にしているため、円滑な事業承継を阻む要因となっている。

欧米諸国では相続税制の体系は多様であっても、事業承継を相続税に優先させるという考え方はいずれも共通しており、特例や優遇措置が整備されている。我が国でも、これらの点を踏まえ、事業に供している個人資産を含めた事業用資産全体を対象とした軽減措置や事業継続部分の相続・贈与税の税率の減免といった、相続税とは独立した欧米並みの事業承継税制を早急に法制化することを強く要望する。

4. 贈与額の相続財産額に対する累積期間の短縮

我が国では、過去3年の累積贈与額と相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっていて、この累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となっている。

これに対し、令和元年度の政府税制調査会の答申において、「資産再分配機能の適切な確保」と「格差固定化の防止」の観点から「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」が提言されたが、そこにはこの累積期間をより長く設定する方向性が垣間見られる。

事業承継においては、経営者は明確な意思のもとに計画性を持ってそれを行っていくものである。被相続人の意思や後継者に対する思いを軽視することになりかねないこの制度は即刻廃止すべきであり、少なくともその累積期間の短縮を強く要望する。

第五 間接税

1. 消費税

(1) 増収分の使いみちの懸念

消費税増収分については、今回幼児教育や大学の無償化等子育て世代と高齢者を対象とした施策がメインとなった。現役世代や独身者、子供がいない世帯にとって恩恵が少なく負担だけが増大する感覚を受け、納税者間の平等性を保つべきではなかろうか。増税により家計の負担は増え、痛みを求める以上、国は効果的な使いみちを考え、安心して暮らせる社会の将来像を示すべきだ。急速な高齢化と人口減という構造変化に直面している。膨張する社会保障費の多くを借金に頼り、その残高は1千兆円を超え、国の借金返済が遅れるのも事実である。財政再建が遅れ、将来世代へツケを回すことのないよう、強く要望する。

(2) 複数税率の問題

低所得者ほど税負担が重くなる「逆進性」が強まることから、国は初めて軽減税率を導入し、8%と10%の2種類が混在することとなった。導入前から消費者と小売店側の「混乱」を予想されていたが、今もぬぐえない。「酒類・外食を除く飲食品と新聞購読料」に対してだけ軽減税率が導入されたが、生活必需品として家庭用の水道料金、電気料金、ガス料金についても加えることを要望する。8%と10%の線引きが複雑であり、その境目は曖昧といわざるを得ず、対応も事業者の現場任せになっている。事業者や消費者の困惑がこれ以上増さないよう国の施策を強く要望する。

(3) インボイス方式導入について

益税を生じさせないという大きなメリットを持つことを考慮すれば、インボイス方式への切り替えは積極的に行うべきものであるが、企業にとっては、インボイス方式に対応するための事務的な負担、また、新たな事務機器等の導入、システムの変更などによる金銭面での負担が懸念される。これら企業の負担を招かぬよう、十分な対策を強く要望する。

(4) 税額表示について

「内税方式」(総額表示)と「外税方式」の併用期限が迫っているため、令和3年3月31日の適用期限には延長をすることなく、総額表示へ一本化することを強く要望する。

(5) 滞納残高への対応

消費税の平成30年度の滞納残高は、2,904億円と、前年度よりは減少したものの、国税滞納残高全体の約35.7%を占め、他の税目と比較しても毎年相変わらず割合は伸びており、いまだに大きな数字を残している。また、消費税率10%への増税に伴い、この数字が更に拡大することも予想される。滞納は、国の財政悪化に繋がるばかりか、消費税への国民の信頼を傷つけるおそれがあるため、直ちに予定納税における納税額及び納税回数の見直し、電子納税システム導入の推進など、実効性のある滞納発生未然防止及び滞納整理の促進策を講じるよう強く要望する。

2. 印紙税

電子商取引の普及によりペーパーレス化が進み、印紙税の課税客体である文章はなくなりつつある。紙を媒体とした文章のみに課税する印紙税は合理性が失われている。このような存在意義が失われている印紙税については、直ちに廃止するよう要望する。

3. 二重課税の緩和

ガソリン税、酒税、たばこ税等の個別間接税については、消費税と実質的に二重の負担をもたらしているものであり、消費税率の引上げにより、その負担は更に重くなると言える。これら個別間接税の大幅な減税又は消費税課税の緩和等、税金に税金が課されている課税権の乱用であり、二重負担を軽減す

る措置を強く要望する。

第六 地方税

1. 国・地方の申告・徴税手続一本化と国・地方間の税の適正化

国と地方の税における申告・徴税手続は、それぞれ別々に行われており、徴税業務に係る事務コスト及び納税者の事務負担が大きなものとなっている。地方税を国税の付加税として国税及び地方税の申告・徴税手続を一本化することにより一連の業務の簡素化・効率化を図り、相互に負担の少ない申告納税方法に改善することを要望する。

また、税源偏在・財政力格差の是正に向けて、国・地方がそれぞれの担う役割を果たし、国・地方間の税財源の配分が適正に実施することを要望する。

2. 固定資産税の軽減

(1) 収益還元価格での課税

地価は全国ベースでほぼ下げ止まり、三大都市圏や地方中核都市では上昇に転じる傾向にあるが、こうしたなかで固定資産税については負担感が強く、評価方法を現状に即して収益還元価格で評価する制度に改め、かつ税率の引下げを要望する。

(2) 家屋の評価額の見直し

家屋の評価額は、再建築価格方式によって行われているが、家屋は年々老朽化し、価値が下がるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価方法に改めることを要望する。

(3) 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置

令和2年度の税制改正では、新築住宅に係る固定資産税の減額措置が2年間延長された。ただ、都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるにもかかわらず、固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

3. 都市計画税の廃止

都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充てるため、指定された都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地、家屋についてその所有者に課する税である。しかし、納税義務者に利益を恒常的にもたらずものではなく、課税区域内に一律恒久的に課税され、固定資産税と一つの税のごとくなっている。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止するよう要望する。

4. 事業所税の廃止

事業所税は、対象指定都市における事業所の床面積と従業員への支払給与総額という外形標準によって課税されているが、床面積比例部分は固定資産税との二重課税的な性格が強くなっており、また目的税と言いつつも対象指定都市においてその恩恵が不明確であるため、即刻廃止を要望する。

5. 償却資産の課税の見直し

償却資産税は建物勘定以外の減価償却資産の帳簿価額を課税対象としているが、償却方法等が異なる

ため法人の帳簿価額とは別のものとなっている。これを法人税法に基づく帳簿価額を課税対象額とし、かつ申告期限も法人税のそれと同一とすることを要望する。また、諸外国において建物勘定以外の償却資産に対する課税は、ほとんど例がない。国際競争力の条件改善の観点から償却資産税は廃止するよう要望する。

6. 事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徴収技術の進歩とともに補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし廃止を要望する。

7. 法定外目的税の乱用防止

各自治体の現況は行政改革が進んでいるとは言い難く、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならないと思われる。よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要望する。

第七 道州制

地方自治体はいずれも厳しい財政状態にあり、これを健全化するには国と地方の役割分担を見直し、国・都道府県・市町村の関係を再構築することが不可欠である。税制を通じて住民自治を確立し地域主権改革を推進するため、今後の国・地方の税財政改革においては、全国を8～10に分けた道州制を採用し、都道府県を廃止して徴税の中心を州とする。そしてさらに、徴収された税の一部を国庫負担金、他の一部を市町村交付金とすれば大幅な歳出の削減となるため、道州制に移行することを強く要望する。

第八 環境税

令和6年度から森林整備の財源として導入される「森林環境税」及び「森林環境譲与税」だが、既に独自に導入している40近い自治体にとっては地方税との「二重課税」となりかねない。整合性と使いみちや目的が明確でないまま地方自治体への配分基準なども含め慎重に検討する必要がある。

第九 マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

マイナンバー制度は、金融資産性所得の把握、諸給付制度、戸別所得の把握のほか、今後増大する年金を含めた社会保障制度の一括管理、電子納税制度の推進、確定申告の電子化等、税務行政の効率化が図られるなど、全国民が公平・公正な課税・社会保障の給付が行われることが期待される。

現在、マイナンバーの利用拡大についていろいろな分野で検討されているが、医療・介護等分野をはじめ、国民皆に利便性をもたらす分野については、早期に実施することを要望する。

また、マイナンバーカードの交付率が低調である。カードの普及は、マイナンバー制度の利用拡大と行

政手続きの簡素化及び行政機関のコスト削減のためにも急がれる。今後のカードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

- (1) 現時点でのカードを利用した場合のメリットについて公共メディアを利用し広く周知すること。
- (2) 本人確認書類として地方自治体、金融機関等に利用できる範囲を拡大すること。
- (3) マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一し、加えて有効期限を延長すること。
- (4) 導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。
- (5) 税務申告をはじめ、カードを利用した場合になんらかのインセンティブを与えること。
- (6) マイナンバーカードを活用してキャッシュレス決済をした方に、25%のマイナポイント（上限5千円）を付与する計画が発表されているが、スマートフォンやパソコンを使用しない世代の方にも配慮し、誰もが簡単に公平に利用できる制度とすること。また、新たな手口の詐欺事件が起こらないような対策を講じること。

第十 一般税制（個別的事項）

1. 法人税

- (1) 寄付金について、企業にとって事業活動における利益確保が優先されるのは言うまでもないが、地球環境の保護への取り組み等、社会貢献活動への参画も求められている。そうした社会貢献の一端である寄付金について、次のとおり対処すること。
 - 1) 寄付金の損金算入限度額計算における所得基準額と資本基準額の合計に掛ける係数を1/4から1/2に戻すこと。その後さらに見直すこと。
 - 2) 3万円以下の寄付金は全額損金として認めること。
- (2) 受取配当金については、現行の配当控除制度によりある程度の二重課税の調整が行われているが、いまだ十分とはいえない。企業に対する投資をより魅力的なものにするためにも、受取配当金に対する二重課税の排除を、速やかに実現することを要望する。
- (3) 交際費は企業活動にとって必要な経費であり、本来課税すべきではない。今後の改善の方向としては、次のとおり対処すること。
 - 1) 定額控除を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること。
 - 2) 社会通念上妥当と認められる慶弔費及び災害見舞金等は交際費から除外すること。
 - 3) 一人あたり5千円以下の飲食費（役職員間のものを除く）以外にも少額控除を認めること。
 - 4) 連結納税の導入により、交際費の損金不算入額については、親会社の資本金額をもとに、連結グループを一体として計算するようになっているが、親会社の資本金の額にかかわらず、グループ内法人ごとの個別の計算にすること。
- (4) 資本的支出と修繕費の形式区分基準の修繕費としての認容の範囲を、個々の資産の取得価格50%（現行10%）相当額に引き上げるとともに、当該金額を300万円（現行60万円）

未満に引き上げて損金処理を認めること。

- (5) 電算機のソフトウェアの取得又は更新費用等は、その償却期間を5年から3年にすること。また、100万円以下のものについては一時の経費として損金算入を認めること。
- (6) 現状において資産価値のない電話加入権については、その償却を認めること。
- (7) 借地権にかかわる相当の地代の認定基準を年6%から2%以下に引き下げること。
- (8) 会社法に合わせて、法人税の申告納付期限を事業年度終了後3か月以内とすること。
- (9) 事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。
- (10) 青色申告法人の欠損金について、平成27年度の税制改正において、繰越欠損金の損金算入は10年間へ延長されたが、欠損金の繰戻し期間についても前1年を前3年にわたり認めること。
- (11) 法人地方税における事業税外形標準課税の付加価値割として、給与総額を課税対象とし、なおかつ税率を上げるとは、企業の人件費削減傾向（業務の外部委託）を招く。これは個人所得の向上を謳う政権公約に逆行する。速やかなる改善を求める。

2. 所得税

- (1) e-Tax導入促進のため確定申告でのe-Tax利用の場合には、恒常的な税額控除制度の税制措置の実施、地方税の電子申告（eLTAX）との一本化を検討し、利用者の更なる利便性をあげること。
- (2) 非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%（復興特別税0.42%）となっているが、上場会社と同じ国税15%、（復興特別税0.315%）、地方税5%に統一し、国税と同様、少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。
- (3) 長期譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費については譲渡額の5%を20%に引き上げるべきである。さらに100万円の基礎控除を復活すること。
- (4) 長期譲渡所得に該当する土地・建物等を、相続や遺贈あるいは贈与により取得したのちに譲渡した場合は、譲渡時期にかかわらず、譲渡した財産に対応する相続税額あるいは贈与税額を恒久的に取得費に加算できるようにすること。
- (5) 平成16年度の税制改正で、居住用以外の土地建物を売却した際に生ずる損失については、損益通算が認められなくなった。土地建物の流動化を促進させ、地域社会の活性化を図るために、損益通算を復活させること。

- (6) 住民税の基礎控除額・配偶者控除額等を所得税控除額と同一とし、より簡素に納税者にわかりやすく統一すること。
- (7) 医療費の患者負担割合の引上げによる負担の軽減のため、医療費控除最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。また、セルフメディケーション税制の適用と従来の医療費控除を併用できるようにすること。
- (8) 源泉所得税の納付期限について、現状の翌月10日までの期限を翌月15日までにすること。
- (9) 確定申告をする配当所得の“少額配当”の定義を改めて、少額配当額は1銘柄につき年20万円（現行10万円）以下に、6か月決算のときは10万円（現行5万円）以下にそれぞれ引き上げること。
- (10) 社会保険診療報酬が5,000万円以下の場合は、実際経費の金額によらず、一定の計算式による概算経費で計算することが認められているが、経費算入割合が大きく、特定者のみの優遇であり、実際の経費額に準拠した所得計算にすること。
- (11) 年金受給者が生命保険契約や共済制度の満期や解約により受け取った保険金（共済金）は、非課税又は軽減措置を図ること。

3. 相続税・贈与税

- (1) 相続時精算課税制度について、限度額まで複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を更に引き上げること。
- (2) 相続財産に関する費用のうち、弁護士、税理士等の費用及び遺言執行費用については相続財産から控除できるようにすること。
- (3) 相続税の未成年者控除（20歳に達するまで／2022年4月1日以降は18歳に達するまで）及び障害者控除（85歳に達するまで）の年数に各々1年につき6万円の控除額が平成25年度税制改正では10万円に引き上げられたが、この額ではまだ不十分であるので、60万円程度に引き上げること。また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円程度まで引き上げること。
- (4) 生命保険金は相続人にとって生活の維持のため、かつ相続税の納税資金として重要な資金源であることを思い、法定相続人一人あたり無条件に非課税額を500万円から1,000万円に引き上げること。また、同様の理由で、退職金・功労金についても非課税額を500万円から1,000万円に引き上げること。
- (5) 非上場株式の株主区分において、同族株主等の判定をする基準で、現行5%株式保有を10%

まで拡大すること。

- (6) 準確定申告及び納税期限を4か月から6か月とし、相続税の申告と納税期限を10か月から12か月とすること。
- (7) 婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与の場合、配偶者控除として最高2,000万円が控除されるが、これを4,000万円とし、控除額に達しない残りの金額に対しては複数年にわたり適用できるものとする。
- (8) 平成26年度の税制改正で、「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（土地譲渡に係る相続税額の取得費加算）」の見直しが行われたが、取得費に加算できる範囲を従前に戻すこと。
- (9) 土地や建物を相続や遺贈で取得したのちに譲渡した場合、取得費に相続税額を加算できる要件の一つとして、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日までに譲渡していることとされているが、これを、5年を経過する日までとすること。

4. 間接税

- (1) 揮発油税の暫定税率は、「当分の間税率」と名前を変え、ガソリン1リットルあたり53.8円の高い税率で維持されている。直ちに本則税率の水準（ガソリン1リットルあたり28.7円）まで引き下げる。「当分の間税率」は時限期間であった暫定税率とは違い、恒久化が強められる恐れがある。即刻廃止し、軽油引取税も本則に戻すよう強く要望する。
- (2) 印紙税は基本的に廃止すべきであり、廃止に至るまでの間、次の事項を要望する。
 - 1) 約束手形又は為替手形の印紙税は、非課税限度額を手形金額30万円（現行10万円）未満に引き上げること。
 - 2) 売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引き上げること。また、配当金領収書又は配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引き上げること。
 - 3) 売上代金以外の金銭の受取書又は有価証券及び一時的な預り書に関しては、非課税とすること。
 - 4) 消費貸借に関する契約書は、金額に関係なく一律200円とすること。
 - 5) 継続的取引の基本となる契約書（第7号文書）に関しては、非課税（現行4千円）とすること。
- (3) 法人の役員再選重任登記について、登録免許税を廃止すること。
- (4) 登記に関する登録免許税制を抜本的に見直し、登記制度の維持運営に必要な国費を限度とする登記手数料制への移行を行うこと。

5. 地方税

- (1) 住民税及び事業税等の地方税が、国税の付加税となるまでの経過的措置として、次のとおり対処すること。

- 1) 法人の事業税及び住民税についても欠損金の繰戻し還付制度を認め、また、延納制度を設けるとともに、法人税の申告手続きと一本化すること。
 - 2) 2以上の地方自治体に、事務所又は事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告と納付並びに特別徴収となる従業員の個人住民税の申告と納付は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。
-
- (2) 非上場株式の配当について地方税は総合課税となっているため、1銘柄につき1回に支払いを受ける金額の多少にかかわらず申告しなければならず、上場株式と非上場株式の源泉徴収税率が異なるのは課税の公平原則をゆがめるので、国税と同一基準とすること。
 - (3) 個人住民税については、10年程度かけ過年度分の調整措置を講じたうえ、現年度課税方式に移行すること。
 - (4) 固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。
 - (5) 償却資産税の申告は、法人については、決算の申告時期に合わせて行えるようにすること。それまでの措置として、申告期限は3月末日（現行1月末日）までとすること。
 - (6) 企業の規模により少額減価償却資産となる範囲が異なるが、事務処理の簡素化を図るため取得価額50万円未満の減価償却資産は償却資産税の対象から除くこと。
 - (7) 不動産の流通促進のため、不動産取得税の減免規定の拡大若しくは税を抜本的に廃止すること。
 - (8) 減価償却資産取得について、法人税で認められている圧縮記帳をした場合には、不動産取得税においても、これを取得価額とすること。
 - (9) 電子申告納税制度は導入後、国税においては、利用が進んできている。地方税においても、電子申告納税推進に向け、国税で電子申告を利用した場合に、地方税の電子申告データとしての利用を可能とするなどの利便性の充実に要望する。

税務行政に対する要望事項

公益社団法人浜松西法人会

1. 法人会主催の税務研修会等には積極的に御参加いただきありがとうございます。今後とも引き続き、法人会青年部会・女性部会と署職員各担当部門と広く交流する機会を設けていただきますようお願いいたします。
2. 会社の調査、指導に際しては、悪質な納税者には処置を厳格にし、一般の納税者には指導を中心としていただくよう御配慮をお願いいたします。
3. 法人事業概況説明書の17「加入組合等の状況」欄に法人会の会員である旨及び法人会の役職名を記載しますので、受付時に御確認をお願いいたします。
4. 「法人会 自主点検チェックシート」を活用し社内点検を実施した場合は、法人事業概況説明書の8「経理の状況」(5)「社内監査」欄にその旨を記載しますので、受付時に御確認をお願いいたします。